

令和3 年度建築施工管理技術検定

1 級及び2 級（第二次検定）並びに2 級（第一次検定・後期）

合格証明書の新規交付申請手続きのご案内

合格者が合格証明書の交付を受けるためには申請手続きが必要です。
交付申請は、お手元の合格通知書及び下記のご案内をよくお読みいただき、
令和4年2月10日（木）（消印有効）までに手続きして下さい。

<<注意事項>>

令和3年度から技術検定の合格証明書は、第一次検定、第二次検定それぞれについて希望者に交付いたします。

合格証明書を交付申請する際は、第一次検定、第二次検定とも、それぞれの交付手数料として2,200円の納付（収入印紙）が必要となります。

<< 令和4年度以降の2級（第二次検定）の受検を予定されている方へ >>

●2級（第二次検定）の受検申込みをする際は、**第一次検定の合格証明書がなくても本件合格通知書のコピーにより代用が可能です。（受検資格等の詳細については、下記の一般財団法人建設業振興基金試験研修本部へお問合せ願います。）**

合格通知書は紛失しないよう、保管しておいて下さい。

●合格証明書は申請期限を過ぎても申請可能ですが、本件案内とは異なる申請方法になりますので、その際は、最終ページの「6. お問合せ」に掲載されている「現在お住まいの担当各地方整備局等」までお問合せ下さい。

★試験に関する問合せ

★合格通知書を紛失した場合（再発行）

は、下記までお問合せ下さい。

<一般財団法人 建設業振興基金試験研修本部>

TEL) 03-5473-1581

H P) <https://www.fcip-shiken.jp>

技術検定制度の改正についても掲載しています。

1. 申請に必要な書類（以下の表①～③及び見本をご確認下さい）

※①②は必須 ③は訂正がある場合のみ

	必要書類	詳細
①	(必須) 技術検定合格証明書 交付申請書 (合格通知書に付いて います)	<ul style="list-style-type: none"> ・合格通知書から切り取って下さい。 ・氏名、本籍、合格証明書送付先、生年月日、技術検定の種目をご確認下さい。 ・変更がある場合は、変更箇所を朱書きで訂正して下さい。 ・提出日を記入して下さい。 ・日中連絡がとれる電話番号を忘れずに記入して下さい。書類に不備があった場合に連絡をさせていただきます。 ・必ず申請者本人が記入・確認のうえ郵送して下さい。 ・氏名、本籍、生年月日を変更する場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本の原本の提出が必要です（詳細は下記③を参照願います）。 ・合格証明書送付先を変更する場合は、郵便番号、アパート名、団地名、棟番号、勤務先名、同居先名等まで詳しく正確に記入して下さい。
②	(必須) 収入印紙 2, 200円分	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書の貼付欄に貼って下さい。 ・貼りきれない場合には、枠外や裏面に貼り付けて下さい。 ・収入印紙には、消印はしないで下さい。 ・収入印紙以外（収入証紙、切手、現金等）は無効です。
③	(訂正事項のある方 のみ必要) 戸籍抄本又は 戸籍謄本の原本	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名、本籍地、生年月日に変更がある場合は、変更となったことが証明できる書類として、市区町村発行の戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）又は戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）の原本が必要となります（コピー不可）。 ・氏名、本籍地、生年月日が交付申請書の印字どおり（訂正なし）の場合、添付する必要はありません。 ・合格証明書送付先のみを変更する場合は、添付する必要はありません。

↓↓次ページの見本も確認して下さい↓↓

<重要> 建築施工管理技術検定合格証明書の交付申請書類

【①交付申請書、②収入印紙は必須です！】

氏名・本籍・生年月日に訂正がある場合のみ、③戸籍抄本又は戸籍謄本（原本）も必要となります。

※一次検定・二次検定の合格の別により、下記に掲載の交付申請書の見本が異なります。

見本と異なる場合でも、記載方法は本案内と同じになります。

令和3年度 ●級建築施工管理技術検定(第●次検定)合格証明書交付申請書

●級の第●次検定合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

地方整備局長 殿 北海道開発局長 殿 沖縄総合事務局長 殿

申請受付期間：令和4年2月10日(木)まで 4年2月1日(提出日)

受検番号	11112222
フリガナ氏名	キジユツ ケンテイ 技術 検定
本籍	東京都 埼玉県
合格証明書送付先	〒111-1111 〒111-1112 埼玉県さいたま市中央区〇〇1-2 埼玉県さいたま市中央区△△2-1 TEL(日中連絡がとれる番号を記入) 111 - 222 - 333 <small>忘れずに記載してください</small>
生年月日	昭和50年11月11日
技術検定の種目	建築施工管理

【氏名等の二重録】※下記、訂正した場合の訂正印は不要
 ○氏名・本籍・生年月日に変更・修正がある場合は、二重線を引いて朱書きで訂正し、証明書類（戸籍謄本又は戸籍抄本の原本1部）を添付してください。
 ○合格証明書送付先の住所に変更がある場合は、二重線を引いて朱書きで訂正してください。（証明書類は不要）

収入印紙(2,200円)貼付欄

合格証明書の交付手数料として2,200円分の収入印紙をこの欄に貼ってください。(枠外や裏面に貼り付けても可) 収入印紙には消印はしないでください。
 <注意> 収入証紙・切手・現金等は無効です。

・提出日を記入して下さい。

・氏名・本籍・生年月日をよく確認して下さい。変更がある場合は、見本のように朱書き訂正して下さい。

・訂正した場合は証明書類として戸籍抄本又は戸籍謄本（原本）が必要になりますので、必ず交付申請書に同封して下さい（訂正がない場合は不要です）。

・「合格証明書送付先」欄に印字されている住所に合格証明書を送付しますので、誤りが無いか、確認してください。

・合格証明書送付先を変更する場合は、郵便番号、アパート名、団地名、棟番号、勤務先名、同居先名等まで詳しく正確に記入して下さい。

・「合格証明書送付先」欄については、変更の有無にかかわらず証明書類の提出は不要ですが、申請者本人の手元に確実に届く住所として下さい。

印字されている住所が誤っている場合、送付先を変更する場合は、見本のように朱書き訂正してください。

・電話番号（日中連絡がとれる番号）を忘れずに記入して下さい。

書類に不備があった場合に連絡をさせていただきます。

収入印紙貼付欄は表面若しくは裏面にあります。

・交付手数料として収入印紙（2,200円分）を貼って下さい。収まらない場合は、枠外に貼って頂いても構いません。

・収入印紙には、消印はしないでください。

<注意>
収入印紙以外（収入証紙、切手、現金等）は無効

※一次検定合格者は裏面に貼付欄があります

2. 交付申請書の送付先

「1. 申請に必要な書類（①②は必須、③は訂正がある場合のみ）」を封筒（サイズは問いません）に入れ、封筒の裏面に「差出人住所」を必ず記載してください。

●送付先:

簡易書留

〒150-8681 渋谷郵便局留

日本情報産業（株）建築1係

※「2級」合格者の方は、「建築2係」と記載して下さい。

※必ず簡易書留郵便で送付し、合格証明書の受領まで依頼書の控えは大切に持ち下さい。

※はがきに印刷されている宛名（赤枠部分）を切り取って封筒に貼り付けて郵便局窓口まで持ち下さい。

※施工管理技士の資格は個人資格ですので、会社等による申請は一切受け付けません。会社等による申請があった場合は、申請書類を返却いたします。あらかじめご了承ください。

3. 交付申請書の申請期間

●申請期間

合格発表日 から 令和4年2月10日（木）（消印有効）まで

※上記申請期間を過ぎた後も申請は可能ですが、その場合、合格証明書の発送は令和4年5月以降になります。

4. 合格証明書の発送予定日

●発送予定日

令和4年3月11日（金）以降

※令和4年2月10日（木）までの申請期間内に手続きを行った方で、添付書類、記載内容に不備がない場合には、合格証明書は令和4年3月11日（金）に簡易書留郵便にて、交付申請書に印字（記載）されている住所地あてに発送する予定です。

※申請書類に不備がある場合は、令和4年3月11日（予定日）には発送できません。

こちらから不備内容のご連絡を行い、交付の条件を満たした方から順次発行作業をいたしますが、合格証明書の発送は令和4年5月以降になります。

※郵便局にて配達を行った際にご不在の場合は、郵便受け等に不在票（「郵便物等お預かりのお知らせ」）が入ることとなっております。その場合には不在票の手続き案内に従い、郵便物（合格証明書）をお受け取り下さい。

ご不在であった場合の郵便局の保管期間は1週間です。保管期間内に受領されないと、担当の各地方整備局等へ郵便物（合格証明書）が返却されます。

※返却された合格証明書の再発送をご希望の場合は、お住まいの現住所を担当する各地方整備局等へ以下の書類をご送付下さい。

（各地方整備局等の送付先は、最終ページ「6. お問い合わせ」に記載しています。）

- ① 検定の種目（建築、電気工事、管工事の別を記載して下さい。）
 - ② 受検番号
 - ③ 氏名
 - ④ 電話番号（日中、連絡のとれる携帯番号など）
 - ⑤ 合格証明書送付先の郵便番号及び住所
 - ⑥ 440円分の切手（簡易書留郵便料440円分をご負担いただくことになります。）
- 上記の①から⑤までを記入したメモ（様式任意）、及び⑥440円分の切手が各地方整備局等に到着確認後、再発送いたします。

5. 合格証明書の発送状況の確認

令和4年3月11日（金）発送予定の郵便物（合格証明書）の発送状況につきましては、郵便局の郵便追跡サービスで確認することができます。

合格証明書の発送後、下記の関東地方整備局ホームページ内に、合格者の受検番号と引受番号（簡易書留問い合わせ番号）が掲載されます（**発送前は見られませんのでご注意ください**）。

（↓関東地方整備局ホームページ内「2. 合格証明書発送簡易書留追跡関連について」）

https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000006.html

※上記 URL は「建築施工管理」技術検定合格者の場合です。

「電気工事施工管理・管工事施工管理」の場合は別（下記）の URL となります。

（電気工事施工管理・管工事施工管理）

https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000004.html

発送状況は郵便局ホームページ内の個別番号検索等から確認できます。

（↓個別番号検索ページ）

<https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/input>

各地方整備局等にお問い合わせいただいても、その場で対応できない場合がありますので、ご自身で確認されるようお願いいたします。

新規交付申請手続きに関するQ & A

●申請書類の不備について

Q) 送付した書類に不備がないかどうか、事前に確認してほしい。

A) 申請期間中は申請書類が殺到するため、お問い合わせによる事前確認はお断りしております。申請書類に不備がありましたら電話連絡をしますので、その指示に従って手続きして下さい。

●交付申請書及び添付書類について

Q) 合格証明書の送付先を自宅住所と違う住所に変更したいのですが。

A) 交付申請書の合格証明書送付先欄に、二重線で訂正（見え消し）し、朱書きで、郵便番号、アパート名、団地名、棟番号、勤務先名、同居先名等まで詳しく正確に記入して下さい。なお、合格証明書送付先欄については、変更の有無にかかわらず証明書類の提出は不要ですが、申請者本人の手元に確実に届く住所として下さい。

Q) 交付申請に戸籍抄本（又は戸籍謄本）の添付は必須ですか。

A) 氏名・本籍・生年月日に変更があった場合のみ必要となります。交付申請書に印字してある氏名・本籍・生年月日に変更がなければ添付の必要はありません。

Q) 2級第一次検定及び第二次検定の両方に同時に合格しましたが、合格通知書には、第二次検定の合格証明書交付申請書だけが添付されています。第一次検定の合格証明書の交付も希望しますが、手続きはどのようにしたらよいのでしょうか。

A) お手数ですが、最終ページの「6. お問い合わせ」に掲載されている「現在お住まいの担当各地方整備局等」までお問合せ下さい。

Q) 交付申請書の本籍欄には市区町村名以下の記入（〇市～）も必要ですか。

A) 印字してある都道府県名のみで大丈夫です（合格証明書には本籍の都道府県名のみ記載されます）。ただし、都道府県名の変更がある場合は朱書きで訂正し、変更を証明できる書類（戸籍抄本又は戸籍謄本）を添付して申請して下さい。

Q) 交付申請書の書き損じをしてしまった場合、どうすればいいですか？

A) 二重線で訂正（見え消し）して、正しい内容を空いている箇所に記入して下さい。訂正印は必要ありません。

●申請方法について

Q) 申請手続きは、期限（2月10日）内に行わなければならないのでしょうか。また、行わなかった場合には罰則などはあるのでしょうか。

A) 期限内に行わなかった場合に罰則などはありません。

今回の申請期限までに申請出来なかった場合でも、今後申請することは可能です。申請手続きの方法が本件案内と異なりますので、その際は最終ページの「6. お問い合わせ」に掲載されている「現在お住まいの担当各地方整備局等」までお問い合わせ下さい。

Q) 会社で複数の方が合格しています。その人たちの申請書を一つの封筒で一緒に送付してもよろしいでしょうか。

A) 個人資格のため、申請者本人が記入・確認のうえ申請手続きを行って下さい。会社等による複数の方の申請はお断りします。

Q) 受検申込時には会社でまとめて申込できましたが、なぜ今回はできないのでしょうか。

A) 受検申込のときにも二人以上の同封郵送はお断りしております。必ず、申請者本人が記入・確認のうえ申請手続きを行って下さい。

Q) 1級と2級の第二次検定に同時に合格しましたが、まとめて郵送してもいいですか。

A) ひとつの封筒にまとめて郵送していただいても構いません。その場合の送付先は、「〒150-8681 渋谷郵便局留 日本情報産業(株) 建築1係(2級同時申請)」と記載して下さい。ただし、**交付申請書・収入印紙はそれぞれ必要となりますのでご注意ください。**氏名、本籍、生年月日に変更がある場合は、戸籍抄本(又は謄本)の原本は1部で構いません。

Q) 引越しの予定があります。その場合、合格証明書送付先欄はどのようにすればいいですか。

A) 交付申請書提出時点での住所(引越し前の住所)で申請して下さい。郵便局に転居届を提出しておけば、郵便物が転送されますのでご利用下さい。
発送予定時期(3/11)に転居が完了している場合(住所が確定済)は、転居後の住所で申請しても構いません。

Q) 申請書類を折って、定型の封筒で申請してもいいですか。

A) 書類は折って構いません。封筒のサイズも問いませんので定型で問題ありません。

Q) 普通郵便で送付しても大丈夫ですか。

A) 郵便によるトラブルがあった場合(届かない等)、普通郵便では追跡ができず、原因の特定が困難となるため、お問い合わせには対応できませんのでご了承願います。必ず簡易書留で申請して下さい。書留依頼書の控えは合格証明書を受領するまで大切にお持ち下さい。

Q) 合格証明書の送料及び返信用の封筒は同封しなくてよいのですか。

A) 収入印紙代(2,200円)は送料及び封筒代を含んだ金額となっておりますので、交付申請書に収入印紙2,200円分を貼っていただければ、別途送料・封筒代は必要ありません。

●合格証明書の送付について

Q) 合格証明書はいつごろ届きますか。

A) 2月10日までの申請で書類不備等がなければ、3月11日に発送予定です。

Q) 合格証明書を郵便ではなく、宅配便、メール便で送ってほしい。
A) 郵便法により、合格証明書は信書扱いとなりますので、郵便以外の方法で送ることはできません。

Q) 昼間は会社なので郵便物を受け取れません。
A) 郵便配達時に不在であった場合は、郵便局からの不在票（「郵便物等お預かりのお知らせ」）が郵便受けに入っていると思います（保管期間は1週間程度）。不在票の案内に従って、郵便物を受け取って下さい。

Q) 合格証明書の交付申請をしたのに合格証明書が届きません。
A) 申請書類に収入印紙貼付漏れや不足などの不備があった場合、電話連絡をしますので、その指示に従って手続きして下さい。
申請期限(2/10)までに交付申請を行ったにもかかわらず、3月下旬になっても合格証明書が届かない場合又は電話連絡がない場合は、お手元に簡易書留の依頼書の控えを用意していただき、最終ページ「6. お問い合わせ」に掲載されている現在お住まいの担当各地方整備局等へお問い合わせ下さい。

●合格証明書について

Q) 合格証明書はどういったものになりますか。
A) B5サイズの免状タイプのもになります。他のタイプはありません。

Q) 合格者番号を知りたいのですが。
A) 交付申請手続き事務処理が完了するまでは、合格者番号はありません。後日、発送されます「合格証明書」に記載されていますのでご確認下さい。

Q) 受検番号と合格者番号は違うのですか。
A) 受検番号と合格者番号は違います。交付申請手続き事務処理が完了するまでは、合格者番号はありません。

Q) 合格証明書の期限はありますか。定期的に更新が必要ですか。
A) 期限も定期的な更新もありませんので、そのままお使いいただけます。ただし、氏名・本籍地（都道府県名）を変更した場合は、その都度書換手続きを行って下さい。

●その他

Q) 監理技術者資格者証に関する手続きが知りたい。
A) 監理技術者資格者証交付については、下記へお問い合わせください。
一般財団法人 建設業技術者センター 連絡先(TEL) 03-3514-4711
<https://www.cezaidan.or.jp/managing/about/index.html>

6. お問い合わせ

管轄部署が都道府県毎に分かれております。下記をご覧ください、あなたがお住まいの現住所(会社の所在地ではありません)の最寄りの担当地方整備局等にお問い合わせ下さい。

●お問い合わせ時間

平日 9:30~12:00 及び 13:00~17:00

お問い合わせが集中するなどすぐに対応できない場合は、担当から折り返しご連絡させていただきます。あらかじめご了承ください。

あなたの現住所	担 当 地 方 整 備 局 等
北海道	北海道開発局 営繕部 技術・評価課 〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎 電話：011-709-2311(代)
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	東北地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 電話：022-225-2171(代)
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県	関東地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 電話：048-601-3151(代) 内線 5486 又は 5487
新潟県、富山県、石川県	北陸地方整備局 営繕部 計画課 〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館 電話：025-280-8880(代)
岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県	中部地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 電話：052-953-8194(直)
福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	近畿地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 電話：06-6942-1141(代)
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	中国地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館 電話：082-221-9231(代)
徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	四国地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒760-8554 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 電話：087-851-8061(代)
福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	九州地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎 電話：092-471-6331(代)
沖縄県	沖縄総合事務局 開発建設部 営繕課 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 電話：098-866-0031(代)